

選択的夫婦別氏制度 導入の議論をめぐる状況



大江橋法律事務所 弁護士
朝田 百合子

▶ PROFILE

yuriko.asada@ohebashi.com

第1 はじめに

2024年3月8日、東京・札幌の地方裁判所で、合計12人の原告が、選択的夫婦別氏制度の実現を求める集団訴訟を提起しました。また、同年6月18日には、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」といいます。）が、「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」とのタイトルで、選択的夫婦別氏制度の早期実現を政府に提言しました。**注1** このように、昨今、選択的夫婦別氏制度の導入を求める複数の動きがあり、同制度の注目が高まっています。

選択的夫婦別氏制度とは、夫婦が望む場合には、結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏（姓、名字）を称することを認める制度であり、一般に選択的夫婦別姓制度とも呼ばれています。日本においては、現行民法の下で、婚姻に際しては夫又は妻のいずれか一方が必ず氏を改めなければならないとする夫婦同氏制度が定められており、夫婦別氏は認められていません。そして、上記のとおり制度上は夫の氏・妻の氏のいずれの氏を選ぶことも可能ではあるものの、実際上は、約95%の夫婦が夫の氏を選択しています。**注2** しかしながら、女性の社会進出等に伴い、改氏による職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見は徐々に増えており、これまでも司法の場で夫婦同氏制度の合憲性が争われてきました。

本稿では、選択的夫婦別氏制度の導入にかかる議論と関連して、これまでの裁判所の判断や海外の現行制度をご紹介します。

第2 夫婦同氏制度

現行民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めています（以下「本件規定」といいます。）。この夫婦同氏制度の意義としては、夫婦と子からなる家族の一体性を実現し、家族の客観的、精神的な絆を形成するのに役立つこと、社会的に夫婦となったことを自覚させること、夫婦であることの社会的公示手段となることなどが挙げられています。**注3** これに対して、夫婦同氏制度に反対し、選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する意見には、氏を変更することによって生じる現実の不利益があること、氏を含む氏名が、個人のアイデンティティに関わるものであること、夫婦同氏を強制することが、婚姻の障害となっている可能性があることなどを理由とするものがあります。**注4**

注1 一般社団法人日本経済団体連合会「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/044_honbun.pdf#page=1

注2 男女共同参画局「夫婦の姓（名字・氏）に関するデータ」
<https://www.gender.go.jp/research/fufusei/index.html>

注3 二宮周平編『新注釈民法（17）親族（1）』168,169頁（有斐閣、2017）

注4 法務省「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」よくある質問Q2
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第3 判例の動向

これまで、選択的夫婦別氏制度の導入を求めて3回の集団訴訟が提起されました(3回目の訴訟は現在も係属中)、最高裁は過去2回の訴訟において、夫婦同氏制度は合憲であると判断してきました。以下、それぞれの訴訟についてご紹介させていただきます。

■ 第1次選択的夫婦別氏訴訟 (最判平成27年12月16日民集69巻8号2586頁)

(1) 事案の概要

原告らは、婚姻前の氏を通称として使用している者又は氏の選択をせずに提出した婚姻届が不受理となった者で、本件規定が憲法13条、14条1項、24条又は女子差別撤廃条約に反するものであって、夫婦同氏制度に加えて夫婦別氏制度という選択肢を新たに設けない立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けると主張して、被告国に対し、精神的損害の賠償金の支払を求めました。第1審、原審とも、本件規定が憲法13条や24条、女子差別撤廃条約に反するものとは認めず、本件立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとは解されないとして原告らの請求を棄却すべきものとしたため、原告らが上告しました。

(2) 判旨

最高裁は、次のように判断して、原告らの上告を棄却しました。

- 「現行の法制度の下における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえず、本件規定は、憲法13条に違反しない。
- 「本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、

夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、本件規定は、憲法14条1項に違反しない。

- 憲法24条の適合性は「当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超えるものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきもの」である。夫婦同氏制について検討すると、一方でこの制度が社会に定着してきたこと、同氏により同じ家族の構成員であると実感することに異議があることなどが認められる。他方、改氏によるアイデンティティの喪失感や個人の社会的な信用、評価、名誉感情等の維持の困難さなどの不利益、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的に多いことから女性がそうした不利益を受けることが多い現状、それら为了避免するため、婚姻をしない選択をする者の存在などが認められるが、上記不利益は、通称使用の広まりにより一定程度は緩和され得る。これらを総合的に考慮すると、夫婦同氏制が「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはでき」ず、憲法24条に違反しない。
- なお、選択的夫婦別氏制に合理性がないわけではないが、夫婦同氏制の採用は「婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく」、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3) 補足

本判決においては、多数意見に対し、3名の女性裁判官全員を含む5名の裁判官が、憲法24条違反の判断を示しました。これによれば、改氏による同一性識別の困難性、96%を超える夫婦が夫の氏を称している背景にある現実の不平等と力関係に対する配慮のなさ、夫婦同氏制が婚姻の自由の制約であること、通称使用は欠陥を有していること、通称使用はむしろ氏の変動による支障の証左といえることから、本件規定は合理性を欠くとされました。

2 第2次選択的夫婦別氏訴訟 (最決令和3年6月23日判タ1488号94頁)

(1) 事案の概要

原告らは、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載して婚姻の届出をしたところ、国分寺市長からこれを不受理とする処分を受けたため、同処分が不当であるとして、戸籍法122条に基づき、同市長に上記届出の受理を命ずることを申し立てました。家庭裁判所では却下審判がなされ、原告らが即時抗告したところ、原審でも棄却決定がなされたため、原告らが特別上告を申し立てました。

(2) 決定要旨

最高裁は、次のように判断して、原告らの特別抗告を棄却しました。

- 民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例であり(上記1判決)、上記規定を受けた戸籍法74条1号の規定もまた憲法24条に違反するものでないことは、その判決の「趣旨に徴して明らか」である。同判決以降の「女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の

割合の増加その他の国民の意識の変化といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても」同判決の判断を変更すべきものとは認められない。

- 立法政策の相当性と夫婦同氏制の合憲性とは「次元を異にし、この種の制度の在り方は、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」である。

(3) 補足

本決定には、複数の裁判官の意見等が付されていますが、その内、草野紘一裁判官の反対意見では、選択的夫婦別氏制を導入することによって向上する国民の福利は、同制度を導入することによって減少する国民の福利よりもはるかに大きいことが明白であり、かつ、減少するいかなる福利も人権又はこれに準ずる利益とはいえないにもかかわらず、同制度を導入しないことは、国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠くため、民法750条及び戸籍法74条1号(以下「本件各規定」といいます。)は憲法24条に違反するとされました。

また、宮崎裕子裁判官・宇賀克也裁判官の共同反対意見では、①本件各規定は、当事者双方が、生来の氏名に関する人格的利益を喪失することなく婚姻中も同等に享受するため、夫婦同氏とせずに婚姻することを希望する場合であっても、夫婦同氏を受け入れない限り当事者の婚姻の意思決定を法的に認めないとする制約を課す規定であるところ、その制約に合理性があるとはいえず、憲法24条1項の趣旨に反するため、同条に違反する、②仮に平成27年大法廷判決(上記1判決)の判断枠組みによって判断するとしても、夫婦同氏制は個人の尊厳と両性の本質的平等に適合しない状態を作出すること、同判決後の旧姓使用の拡大により同制度の合理性が喪失したこと、女子差別撤廃委員会の勧告で同制度の改正を要請されていることを考慮すれば、本件各規定は、国会の立法裁量の範囲を超えるほどに合理性を欠くため、憲法24条に違反する、とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 第3次選択的夫婦別氏訴訟(係属中)

2024年3月8日、合計12人の原告(事実婚の男女5組と法律婚の男女1組)が東京・札幌の両地裁に提訴し、選択的夫婦別氏を認めない民法や戸籍法の規定は憲法違反だとして、主位的には原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻し得る地位にあることの確認、予備的には民法750条、同739条1項及び戸籍法74条1号を改正しないことにより、原告らが夫婦双方の婚姻前の氏を維持したまま婚姻することを認めないことは違法であることの確認を求め、また、国に対して損害賠償の支払を求めました。国側は、地位確認の訴え及び違法確認の訴えは「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に当たらないから裁判所の審査権が及ばず、また、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても確認の利益が認められないから不適法である等と主張して争っています。^{注)5}

東京地裁に係る本訴訟の第一回口頭弁論期日は2024年6月27日に開かれ、また本稿執筆時点(同年8月23日時点)では

同年9月20日に第二回口頭弁論期日の開催が予定されています。第2次選択的夫婦別氏訴訟から3年以上が経過し、経団連からも選択的夫婦別氏制度の早期実現の提言がなされるなど社会情勢は変化していることから、今後の本訴訟の動向が注目されます。

第4 諸外国の制度

国際的に見ると、法務省において把握されている限りでは、夫婦同氏制度を採用している国は日本のみとされています。^{注)6} また、日本の夫婦同氏制度は、国連女性差別撤廃委員会や自由権規約委員会から複数回は正を勧告されている状況にあります。

夫婦の氏に関する制度は国によって様々ですが、諸外国では、例として以下のような制度が採用されています(2017年時点の情報となります。)^{注)7}。このような諸外国の制度や実態に目を向けることにより、選択的夫婦別氏制度のメリット・デメリットがより具体的にイメージできるようになると考えられます。

国名	制度・運用
米国、英国、ニュージーランド、カナダ(ケベック州を除く)	<ul style="list-style-type: none">基本的に、氏は詐害の意図がない限り自由に変更することができる。夫婦の氏の定めも自由。実際上は、妻は夫の氏を名乗ることが多い。
ドイツ、オーストラリア	<ul style="list-style-type: none">同氏を原則とするが、定めがない場合には別氏になる。夫婦の一方の氏を共通の氏とした場合、他方は、自己の氏を共通氏に前置又は後置して結合氏とすることもできる。
イタリア	<ul style="list-style-type: none">婚姻しても夫の氏は変わらない。他方、妻は自分の氏の後に夫の氏を結合させることが一般的となっている。夫の氏を結合させる義務はないため、自己の従前の氏をそのまま使うことも少なくない。
フランス	<ul style="list-style-type: none">伝統的に婚姻に伴う氏の法的な規制はない。慣習として、妻が夫の氏を使用することが一般的とされている(使用上の氏)。
韓国	<ul style="list-style-type: none">父系出自の観念が強く、妻の氏は、父の氏のままで変わらないとされている。日本とは逆に、強制的な夫婦別氏制度が採用されている。
中国	<ul style="list-style-type: none">法律上は、夫婦平等の権利として別氏を原則とする。同氏又は「冠姓」(自己の氏に配偶者の氏を前置するもの)も可能とされている。

^{注)5} 別姓訴訟を支える会「第三次訴訟の歩み」
https://bessei.net/3rd_trial/

^{注)6} 法務省・前掲Q12

^{注)7} 二宮・前掲 注1)178-182頁

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

ここまで、現行の夫婦同氏制度に関する判例や婚姻後の氏に関する諸外国の制度をご紹介させていただきました。第3次選択的夫婦別氏訴訟の社会的注目は既に高く、今後も同訴訟に関連して選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる議論が活発になされることが予想されます。本稿がその議論の理解の一助になれば幸いです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。